

阿賀野市告示第101号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、コンビニエンスストア等における証明書の交付サービスに係る証明書交付手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月23日

阿賀野市長 田 中 清 善

1 徴収事務の委託を受ける者

東京都千代田区一番町25番地
地方公共団体情報システム機構
理事長 椎橋 章夫

2 委託する事務の範囲

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の全部事項証明書、戸籍の個人事項証明書、戸籍の附票の写し、所得証明書、課税証明書の交付手数料の徴収事務

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで